

業務指示書

エジプト国小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2014年3月20日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 角河 佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年3月25日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：市場志向型農業に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（チーフアドバイザー／マーケティング（農産物））】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：マーケティング（農産物）に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（エジプト及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 営農／普及】

- 1) 類似業務の経験：営農／普及に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（エジプト 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年4月4日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
C/Pの本邦、在外研修

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(EGP1 = 14.754 円, US\$1 = 102.46 円, EUR1 = 139.47 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () プレゼンテーションは実施しません。
- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - (○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期: 4月8日(火) ~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

チーフアドバイザー/マーケティング(農産物)
営農/普及

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

57.30 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年4月22日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
エジプト国小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 チーフアドバイザー/マーケティング（農産物）	(27.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(7.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7.00	7.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 営農ノ普及	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

エジプトの農業は、増大する人口への食料供給や伝統工芸作物である綿花の輸出など、エジプトの重要産業の一つとして位置づけられており、現在も GDP の約 13%¹、就業人口の約 29%²を占めている。エジプト国農業省は「持続的農業開発戦略 2030 年」の中で、「継続的かつ早急に成長するダイナミックな農業セクターに基づく、貧困層の救済、地方の貧困削減に配慮した総合的な経済・社会開発の達成」をビジョンとし、国内及び国際市場における農産物の競争性の向上、農村における生活水準の改善及び貧困率の軽減等を戦略として掲げている。

同国の上エジプト地域³では農業セクターの就業者が約 53%に上り⁴、同地域の重要産業となっている。その一方で、エジプト全人口の 21.6%を占める貧困層のうち 6 割が同地域に居住しており、農村部では 43.7%が貧困状態に置かれている⁵。同地域の農業の中心地帯ともいえるミア県、アシュート県では、農家の 9 割近くが 3 フェダン (1.26ha) 未満の農地しか所有していない小規模農家によって占められている。そのため、小規模農家に対する支援は、同地域の貧困削減と発展に貢献する重要な課題である。

我が国の対エジプト国別援助計画においては、「貧困削減と生活水準の向上」を援助重点分野としており、農業・農村開発は重点開発課題として位置づけられている。JICA は協力プログラム「上エジプトの農業基盤・農村構造の改善」を実施している。同プログラムにおいては、2010 年 3 月から 2012 年 8 月までミア県及びアシュート県を対象とした開発計画調査型技術協力「農産物流通改善を通じた上エジプト農村振興プロジェクト (IMAP)」を実施し、小規模農家の所得の向上を開発目標としたマスタープラン (M/P) の策定、市場を重視した農業の推進及び栽培技術の向上によって小規模農家の収益を向上する開発アプローチが提案された。

これらを推し進めるためには、農民の意識変革（「作ってから売る」から「売るために作る」(市場を分析して栽培する作物を決定する)への転換)や技術力向上のための技術普及、マーケティング支援が重要となるが、農業土地開拓省 (MALR) は県、郡、村レベルまで普及員を配置しているものの、普及員の能力不足、予算不足により栽培に係る新技術や営農改善の指導、マーケティング支援は十分に行われていない。また、農協は全ての農村で組織されているが、農家の商業活動に関する能力・経験が不足しており、その機能を十分に担えていない。

かかる状況を踏まえ、エジプト政府は、ミア県及びアシュート県において、市場志向型アプローチ (市場ニーズに沿った作物生産と販売を通じて、農業所得の増加を目指すアプローチ) に基づいた小規模農家の農業の改善と、そのための行政による普及システムの強化、普及員及び農協職員の能力向上を図るべく、我が国に対し技術協力にかかる要請をした。JICA は、本件の必要性、要請の妥当性を確認するために 2012 年 10 月から 11 月にかけて詳細計画策定調査を行いプロジェクトの枠組みについて合意し、2013 年 12 月には R/D が締結され今般実施の運びとなった。

¹ World Development Indicators, 2011

² Central Agency for Public Mobilization And Statistics (CAPMAS) Statistical Year Book 2012

³ カイロ以南のナイル川流域地域。

⁴ JICA 「農産物流通改善を通じた上エジプト農村振興プロジェクト」ファイナルレポート、2012 年、p.1

⁵ UNDP Egypt, Egypt Human Development Report 2010, Youth in Egypt: Building our Future (2010),

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

ミニア県及びアシュート県の小規模農家の農業所得が向上する。

(2) プロジェクト目標

ミニア県及びアシュート県の対象小規模農家並びに周辺小規模農家の農業所得が向上する。

(3) 期待される成果

成果 1：市場志向型アプローチに基づいた普及フロー⁶が確立する。

成果 2：付加価値の高い農産物を生産する技術が開発・検証される。

成果 3：対象農業協同組合（農協）の活動計画策定・実施能力が強化される。

成果 4：対象農協内及び対象郡内で市場志向型アプローチに基づいた営農手法が広まる。

(4) 活動の概要

【成果 1 に係る活動】

- 1-1 市場志向型アプローチによる普及フロー案を合意する。
- 1-2 対象農協及び対象小規模農家の選定方法を合意し、それに基づき選定する。
- 1-3 対象農協及び対象小規模農家に対するベースライン調査を行う。
- 1-4 対象農協内の対象小規模農家と農業ビジネス関係者が対話する場を設ける。
- 1-5 対象農協内の対象小規模農家へ市場調査、営農計画立案に係る研修を実施する。
- 1-6 対象小規模農家の市場志向型アプローチに基づいた営農計画立案を支援する。
- 1-7 普及員に対して 1-6 の計画実施に必要な農業技術のトレーナー研修 (TOT) を行う。
- 1-8 TOT を受けた普及員による対象小規模農家向けの技術研修実施の支援を行う。
- 1-9 対象小規模農家の営農活動のモニタリングを行う。
- 1-10 上記活動を検証し、市場志向型アプローチに基づいた普及フローに必要な改善を行う。

【成果 2 に係る活動】

- 2-1 IMAP の調査結果及び対象小規模農家の営農計画等に基づき、新たに開発・検証が必要な技術を把握する。
- 2-2 2-1 で把握した技術の開発・検証を行う。
- 2-3 開発・検証した技術を普及員の TOT (活動 1-7) に導入する。
- 2-4 市場志向型アプローチの実施を通して必要と確認された既存技術の改善を図る。

⁶ 普及フロー：農家と市場関係者との関係づくり、農民による市場調査、作物の選定、市場調査の結果に基づく活動計画策定、栽培技術研修等によって構成される一連のイベント及び活動。

【成果 3 に係る活動】

- 3-1 対象農協組織の活動計画立案にあたって農協の弱み・強みを把握する。
- 3-2 対象農協に対して小規模農家の所得向上に向けた活動計画の策定・実施に係る研修を実施する。
- 3-3 対象農協職員および普及員が、対象農協による 3-2 の活動計画の実施を支援するよう助言する。

【成果 4 に係る活動】

- 4-1 対象農協が農協内の対象小規模農家以外の農家に対して市場志向型アプローチによる営農手法の普及計画を策定することを支援する。
- 4-2 対象農協による 4-1 の計画の実施をモニタリングする。
- 4-3 郡普及員が郡内の対象農協以外の農協に対して市場志向型アプローチによる営農手法の普及計画を策定することを支援する。
- 4-4 郡普及員による 4-3 の計画実施をモニタリングする。
- 4-5 県農業局が市場志向型アプローチによる営農手法の普及計画を策定することを支援する。

(4) 対象地域

ミニア県 (Minia Governorate) 及びアシュート県 (Assiut Governorate) ⁷

※ ミニア県 9 郡、アシュート県 11 郡の全ての郡 (計 20 郡) を本案件の対象とする。

(5) 関係官庁・機関

<中央省庁>

農業土地開拓省 (Ministry of Agriculture and Land Reclamation: MALR)

農業サービスフォローアップ局 (Agricultural Service and Follow Up Sector: ASFS)

農業普及局 (Agriculture Extension Sector: AES)

<ミニア県及びアシュート県>

ミニア県農業事務所 (Minia Agricultural Directorate, MALR)

アシュート県農業事務所 (Assiut Agricultural Directorate, MALR)

3. 業務の目的

エジプト国「小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る討議議事録 (Record of Discussions: R/D) に基づき業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2013 年 12 月 25 日に JICA がエジプト MALR と締結した R/D に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトのコンセプト

本プロジェクトは、SHEP アプローチ「作ってから売る」から「売のために作る」(市場を分析して栽培する作物を決定する)に基づき実施されるものである。そのため、常に以下のコンセプトに沿った形で活動を計画する。

なお、本プロジェクトの実施には、SHEP アプローチを正しく理解することが不可欠である。【第3 業務実施上の条件】の「8. その他の留意事項」の「(4) SHEP アプローチ」に資料や参考文献を示したので、コンサルタントはこれらを参考にして SHEP アプローチを正しく理解することが求められる。

ア 農家と行政の意識改革

農家が「作ってから売る」から「売のために作る」ようになるよう、プロジェクトを通じて意識改革を促すと同時に、C/P を含め関係行政機関の意識改革を促進する。エジプトでは、これまで政府が生産調整をはじめとした統制を行っていた経緯から、行政の末端に至るまで中央省庁の指示を待つ意識が根強い傾向にあることに留意する。

また、行政が行うべきこと、農家が行うべきことが何かを明確にする。

イ 各活動の因果関係とモチベーションの向上

各成果のプロジェクト目標の達成に向けた位置づけと成果に至る各活動間の因果関係を踏まえた上で、目標達成に至るプロセス(活動を実施する順番を含む)を明らかにする。また、モチベーションが上がった状態で研修を実施すると習得率が高いことが確認されているので、モチベーションが高い状態に投入と活動のタイミングを合わせる。

ウ 活動サイクルとモデルの普及

プロジェクト期間中に成果1の「普及フロー」を構成する一連の活動(サイクル)を3回実施することを想定している。サイクル毎に対象郡を変更し、プロジェクト全期間でミニア県及びアシュート県の全郡をカバーするが、前サイクルの活動実施結果を踏まえ、次のサイクルに向けた改善を行う。

成果1から成果3で市場志向型アプローチに基づいた普及のモデルを構築した後、市場志向型アプローチで成功した農家を活用しつつ、成果4を達成するが、将来的には上エジプト地域全体に波及させることを想定する。

また、本プロジェクトでは、C/PはSHEPアプローチが確実に適用されていること及びTICAD Vで掲げた目標数値の達成状況を確認するため、おおむね隔月の間隔でモニタリングシートの提出を義務付けられる。コンサルタントは同作成・提出に協力する。また、本SHEPアプローチに関連する案件では、ランダムにプロジェクトプロセスと成果の関連性に関する各種調査も実施される予定である。本プロジェクトが対象となった場合は、これら調査に対し情報提供・関係者との連絡調整等の協力を行う。

(2) エジプトのマクロ政策との整合性

エジプト農業土地開拓省(MALR)は「持続的農業開発戦略 2030 年」の中で、「継続的かつ早急に成長するダイナミックな農業セクターに基づく、貧困層の救済、地方の貧困削減に配慮した総合的な経済・社会開発の達成」をビジョンとし、国内及び国際市場における農産物の競争性の向上、農村における生活水準の改善及び貧困率の軽減等を戦略として掲げている。

本プロジェクトの成果が継続し、拡大するためには、マクロ政策や関連施策との整合性が求められることから、地方での活動のみに集中するのではなく、MALR 幹部と定期的に意見交換を行い、マクロ政策と関連施策の進捗を確認し、併せて本プロジェクトの進捗状況や成果を共有する。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

本プロジェクトでは、カウンターパート (Counterpart: C/P) や選定された小規模農家のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化に効果的に対応する必要がある。

このためコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を的確に把握し、JICA に報告や提案を遅滞なく行い、柔軟なプロジェクト活動を行う。

JICA は、柔軟なプロジェクト活動に必要な措置 (先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等) を取る。

(4) プロジェクト活動における留意事項

ア 研修の実施

・ 普及員向け研修におけるトレーナー育成

研修実施の際には、MALR が新規採用を進める若手とベテラン普及員の両方が参加し、ベテランの経験が若手に伝わるように工夫する。

・ 効果的な技術及び知識の普及

研修実施の際には、講義と実践がバランスよく含まれるようにするとともに、エジプトの識字率を考慮し、文字を読み書きできない農民も習得可能な方法 (教材を含む) を検討する。

イ 営農の視点の重視

本プロジェクトでは、農家に対する研修の中に、農家経営の改善にかかる研修を組み込むなど、営農の視点の強化を意識して取り組む。

ウ 経験交流の促進

本プロジェクトの日常的な活動はミニア県及びアシュート県の県毎に実施されるものの、両県の取り組みについて学びあいを促進するため、プロジェクト期間中に視察等の機会を設けること。

エ 加工の取り扱い

農産品加工については原則的に本プロジェクトによる協力の対象範囲外とする。成果 3 にかかる農協の活動計画で提案されることも考えられるが、組織能力に加え、初期投資・運転資金の確保、費用・便益計算、販路開拓といったビジネスマインドが十分と認められ場合に限り、個別に判断することとなる。

(5) エジプト側オーナーシップの重視

本プロジェクトの活動全体を通し、コンサルタントの役割はファシリテーターとして技術移転に努め、実施するのはエジプト側 C/P という姿勢で業務にあたる必要がある。コンサルタントは、C/P による意思決定や実施を促進するためにどのような仕掛けが必要かをプロポーザルで提案を行う。

本プロジェクト終了後も成果が展開されることを念頭に、エジプト側が継続可能で実施しやすい方法や内容となるよう工夫し、本プロジェクトによる投入がないと継続できないような活動や投入については原則含めない。コンサルタントは、プロジェクト成果の継続及び展開の促進のために想定される活動をプロポーザルで提案を行う。

(6) エジプト側のローカルコスト負担

エジプト政府と日本政府が締結した技術協力協定に基づき、C/P の旅費等についてはエジプト側負担とすることが同意されているものの、初年度については、エジプト側の予算手当が間に合わなかったことから、JICA が負担することとしている (R/D 参照)。具体的には 2014 年 5 月から 2015 年 6 月については JICA が負担することとなる。実際の単価・支払い方法については、2015 年 7 月以降はエジプト側が負担することを鑑み、エジプト側の基準及び JICA の基準に照らし合わせて適切と考えられる単価・支払い方法を採用することが望ましいため、プロジェクト開始後にエジプト側・JICA と相談して基準を設定する。そのため、見積もりには計上しないこととする。

また、2015 年 7 月以降のエジプト側のローカルコスト負担については、ASFS が予算策定・申請を行うことになるが、ASFS はこのような予算策定・申請を行った経験に乏しいことに加え、予算計画にはプロジェクト活動計画との整合性が必要とされるため、コンサルタントは、プロジェクト開始直後から、次年度予算に係る ASFS との協議を開始し、予算の確保ができるように支援する。

(7) ジェンダー

ベースライン調査の際には男女毎のデータ収集を行い、またジェンダー分析を実施し、対象地域における男女の役割・責任分担やコミュニティ内・世帯内での意思決定のなされ方などの実態を明らかにする。この結果を踏まえ、男女が公平に協働して営農活動を推進していくためのジェンダー啓発や、女性のニーズも踏まえた技術選択、必要に応じて、女性の労働負荷軽減に資する取り組みを行う等のジェンダー視点に立った活動を組み込むこととする。

ジェンダー分析の実施体制・方針、想定される活動について、プロポーザルで提案を行う。

(8) 他ドナーとの連携と期待される相乗効果

上エジプトの対象地域では複数のドナーが融資プログラムを提供しているが、これらの活動は、本プロジェクトで実施する小規模農家や農協に商業的な作物栽培や農業活動に関わる投資を促す有力な資金源となりうる。多くの他ドナーが園芸作物の加工、販売促進に集中しており、本プロジェクトとの補完性があり相乗効果は高いので、積極的に他ドナーの取り組みを活用する。

コンサルタントは、JICA エジプト事務所に協力して、ドナー会議等に参加し、情報収集・意見交換を行い、併せて本プロジェクトの成果等の発信を行う。

(9) 過去の我が国の協力による知見の活用

IMAPのパイロット事業の教訓として、次の点が挙げられており、本プロジェクトではこれらの知見を活用して活動を実施する。

- ① 園芸作物の新技術を導入した際に、園芸作の経験のある農家グループと、ない農家グループでは収穫結果に大きな差が生じた。新技術導入の際は、園芸作に一定の技術と経験を有した農家に市場志向型アプローチに基づいた営農手法の技術移転を行い、その後園芸作の経験がない農家への伝播を図る、もしくは技術移転の際に、経験者と未経験者を組み合わせて農家間の経験や技術の共有を図るなど、工夫をする。
- ② 対象地域の村落は、都市からの距離、歴史的背景、民族的多様性などにより特徴が異なり、村落内の大家族の対立でパイロット事業が中止になったサイトがある。ベースライン調査において村の社会構造の理解に努め、それを踏まえた活動とする。

(10) 広報

業務実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、特にエジプト及び日本の国民各層に正しく理解してもらえよう、効果的な広報に努めることとする。また、他ドナーからの理解も得るよう配慮する。そのため本プロジェクト活動の進捗状況及び成果について、①JICAサイト上に設置するプロジェクトホームページ(和)を定期的に更新し、また、②ニュースレター(英・アラビア)を定期的に発行して関係者に配布する。

効果的な広報に関してプロポーザルで提案を行う。

(11) 事業のフェーズ分け

本業務については、以下の3つの契約期間に分けて実施することを想定する。

第1期：2014年5月～2015年6月

第2期：2015年7月～2017年6月

第3期：2017年7月～2019年4月

それぞれの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICAが指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

(12) プロジェクトの中間レビューと終了時評価

JICAは、2016年11月頃に中間レビュー調査、2018年11月頃に終了時評価調査を予定している。両調査の実施に際しては、コンサルタントは、その基礎資料として、既の実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与するものとする。なお、両調査の実施時期は、プロジェクトの進捗状況等を踏まえ、変更される可能性がある。

また、プロジェクトの進捗状況の確認のため、または実施運営上の予期せぬ課題が発生した場合等に、JICAは運営指導調査を実施する。その際には、コンサルタントはJICAが指示する基礎資料について具体的データを取りまとめる等、同調査の実施に協力する。

6. 業務の内容

以下の業務の内容は、現地作業、国内作業の区別を記載していない。コンサルタントは国内作業及び現地作業について効果的かつ効率的な実施工程・方法をプロポーザルで提案を行う。

【第1期契約期間：2014年5月～2015年6月】

(1) ワーク・プラン（第1期原案）の作成・協議

IMAPのM/P及び本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査報告書（案）等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（第1期原案）（英文）に取りまとめる。

同プラン（原案）を基に、C/P機関関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。現地関係者との協議においては、アラビア語訳（仮訳）を用意すること。

ワーク・プランについては、上記意見交換と以下（2）の作業を踏まえて、同プラン（原案）の修正版を作成し、C/P機関関係者と協議・意見交換した上で、ワーク・プラン（第1期）として取りまとめ、合意することとする。

(2) 関連情報の収集・分析

農業関連の一般情報、現状と課題についての情報の収集と分析農業関連の研究機関、大学、NGO、他援助機関や農協等の組織を訪問し、エジプトにおける制度、組織体制、予算執行状況、統計、これまでMALRで実施された関連の活動の他、以下ア～カの把握に必要な情報を収集及び分析する。なお、IMAPの調査結果を十分に検討し、情報収集は必要最低限の追加的なものとする。

- ア 上エジプト地域（特に対象の2県）で行われている農業の地域特性
- イ 農産物市場に係る政策・制度・特徴、今後改善すべき点（価格管理、品質管理、情報伝達、農業ビジネス関係者のリソース、流通ルート等）
- ウ 農協に係る制度と実態、今後改善すべき点
- エ 普及活動に係る制度とこれまでの実績、今後改善すべき点
- オ 普及員等に対する研修活動に係る制度とこれまでの実績、今後改善すべき点
- カ 農業技術に係る研究活動のこれまでの成果と、今後取り組むべき研究課題

(3) JSC及びプロジェクト運営・技術委員会の設置

JSC及び県レベルのプロジェクト運営・技術委員会の設置プロジェクトの効果的・効率的な実施のために開催されるJSCの設立を支援する。また、日常的なプロジェクトの運営管理を行う実施部隊として、ミニア県及びアシュート県それぞれに設置する県レベルのプロジェクト運営・技術委員会の設置を支援する。

なお、本プロジェクトで実施する活動は、MALRにおいて農協を所管する農業サービスフォローアップ局及び農業普及を所管する農業普及局の両局の密な連携が不可欠であるが、エジプトにおいては、行政の縦ラインが強く、県郡の出先機関においても同様の組織体制となっていることを念頭にこれらの委員会を設置し、意思疎通や意思決定の場として機能させることが求められる。また、これらの委員会開催にかかわらず、双方参加の下に合意形成が図られるよう日頃から工夫する。

[成果 1 にかかる活動]

(4) 市場志向型アプローチによる普及フロー案の合意

上記 (2) で収集及び分析した情報を踏まえ、プロジェクトのとりべきアプローチと普及フローの詳細 (プロジェクトで行う各活動の狙いや位置づけ、各関係者の役割、時期、各サイクルの対象郡活動対象地区や対象農協/農家の選定基準、活動展開のスケジュールと方策等) について、プロジェクト運営・技術委員会を含め C/P と協議し、合意する。

以下、(5) から (13) に記載する業務は、農民の「売るために作る」という意識改革を促す一連のサイクルとして実施し、プロジェクト期間全体で 3 回実施する。また、ミニア県 9 郡、アシュート県 11 郡の全体をプロジェクト対象地域とし、サイクル毎に対象郡を変更しながら 3 サイクルで全体をカバーすることを想定する。対象郡一つにつき 1 カ所の農協を対象農協として選定し、各農協で 40 名程度をプロジェクトの対象小規模農家とする。プロジェクト全体では、800 名を対象小規模農家とする想定である。各サイクルの対象郡数は、下表を想定しているが、より適切な方法があれば理由とともにプロポーザルで提案を行う。

表：想定される各サイクルの対象郡数及び対象農家世帯数

	第 1 サイクル	第 2 サイクル	第 3 サイクル	合計
ミニア県	3 郡 / 120 世帯	3 郡 / 120 世帯	3 郡 / 120 世帯	9 郡 / 360 世帯
アシュート県	3 郡 / 120 世帯	4 郡 / 160 世帯	4 郡 / 160 世帯	11 郡 / 440 世帯

本プロジェクトでは、市場志向型アプローチに基づく農業の普及を行うに際し、普及員を有する農協を農家へのエントリーポイントとして活用することを想定しているが、エジプトの農家はグループでの活動よりも個人での活動を好む傾向があるため、農家グループ等を形成しての普及は想定していないためである。本プロジェクトでは市場志向型アプローチを他の農協メンバーに普及するために農協の一般的な組織強化 (計画立案および実施に係る能力) には取り組むが、日本の農協が実施しているような共同購入・販売を促進する等の農協自身の強化にかかる活動は行わないものとする。

(5) 対象農協及び対象小規模農家の選定方法の合意と選定

対象農協及び対象小規模農家の選定方法について、C/P と協議及び合意し選定するが、基本的には、持続的かつ自主的な活動を担保するため、市場志向型アプローチの趣旨を理解し、且つモチベーションの高い農協 (総計 20 農協程度) 及び農家 (総計 800 世帯程度) を選定することとする。対象農協及び対象農家の選定プロセス、選定基準及び女性農家の参画が担保されるための仕組みをプロポーザルで提案を行う。

なお、前述のとおりプロジェクト期間中に一連の活動サイクルを 3 回実施する計画であり、対象農協及び対象小規模農家の選定時期は各サイクルの開始時とする。

(6) ベースライン調査

C/P(普及員を含む)と以下のベースライン調査を実施する。ベースライン調査は、①上記(5)の選定基準に従った対象小規模農家の選定、②PDMの各指標の同定及び測定方法の決定、③対象農協の組織や活動実態等の把握、④対象農協、対象小規模農家の市場適応能力及び農産物生産の技術と知識に係る現状の把握、⑤ジェンダー分析を目的として実施するもので、本プロジェクトの成果を定量的に評価するための基礎データとなる。

本調査の結果を踏まえ、コンサルタントはPDM0の指標をC/Pと協議の上、修正し、PDM1としてJSCで承認を得る。また、プロジェクト目標達成のために必要なジェンダー関連活動を検討する。

調査範囲及び主な調査項目は別紙1を想定しているが、コンサルタントは本プロジェクト終了後もエジプト側のみで継続的に実施できるよう、調査は簡便に行える方法を検討し、プロポーザルで提案を行う。

(7) 農業ビジネス関係者との対話の機会の提供

対象小規模農家による活動計画立案に向けた動機づけを目的に、対象農協、対象小規模農家と農業ビジネス関係者が直接対話し情報交換を行うための対話の機会(フォーラム等)を設ける。この対話の機会はプロジェクト期間中3回(各サイクル1回ずつ)実施することを想定しており、第1期中には1回実施する。

コンサルタントは実施にあたっての具体的な方法(適切な実施時期、必要な事前準備、当日のプログラム、参加者、所要日数、実施規模等)をプロポーザルで提案を行う。

(8) 市場調査、営農計画立案に係る研修の実施支援

対象小規模農家に対し、農家自身による市場調査の実施、営農計画の立案のための研修を行う。

営農計画立案については、(6)で行ったベースライン調査による営農状況の把握や、フォーラムへの参加によるモチベーションの向上、市場調査による分析を踏まえ、農家が具体的な営農の改善を行うために作成する。計画には男女双方のニーズと課題が反映されるよう留意する。作成された営農計画は村落普及員が集約し、郡/村落普及員が提供する技術研修を検討するための基礎とする。

なお、立案された営農計画を実行する際には、本プロジェクトでは物的な投入は行わない。このため、肥料、苗等の必要な農業資機材は農家自身が購入することを前提として、営農計画立案にかかる研修内容を検討する。

コンサルタントは実施にあたっての具体的な方法(適切な実施時期、必要な事前準備、研修内容、参加者、所要日数等)を、プロポーザルで提案を行う。

(9) 営農計画立案の支援

(7)のフォーラムに参加し、(8)の研修を受けた農家が男女協力して各世帯自らの営農計画を作成する。その際に、農家のイニシアティブによる計画の策定を、郡及び村落普及員が適切に支援できるよう、コンサルタントは工夫する。

(10) 普及する農業技術にかかるトレーナー研修(TOT)の実施

コンサルタントは、(9)で立案された営農計画を踏まえ、県農業事務所 C/P、郡/

村落普及員とともに、普及ニーズのある知識と技術を明確にする。

確認された普及ニーズについて、郡/村落普及員の知識及び技術の習得状況、技術の確立状況、研修教材の有無などを分析する。県農業事務所 C/P は、分析結果に基づいて、郡/村落普及員向けの研修計画を立案し、郡/村落普及員が各担当地域での普及活動計画（実施時期、実施方法、モニタリング方法等）を立案する。

郡/村落普及員が習得していない知識及び技術について、県農業事務所 C/P 又は農業研究所の職員が講師となって研修を実施する。既存の研修教材がない場合には、予め研修教材を作成する。

(11) 対象小規模農家向けの技術研修実施支援

コンサルタントは、(10) で研修を受けた郡/村落普及員が、普及活動計画に基づき対象小規模農家向けの研修を実施することを支援する。

(12) 対象小規模農家の営農活動のモニタリング

コンサルタントは、(11) の研修を受けた対象小規模農家のその後の活動状況を、普及活動計画に基づき郡/村落普及員がモニタリングすることを支援する。各対象小規模農家の活動状況を踏まえ、改善が必要な場合にはモニタリングの際に都度指導を行うよう支援する。

(13) 活動の検証と市場志向型アプローチに基づいた普及フローの改善

コンサルタントは、(5) ~ (12) を踏まえ、村落及び郡の普及員、県農業事務所 C/P 等、各階層の C/P と意見交換しながら、(4) で定めた普及フロー全般について改善が必要な点を抽出し、次の活動サイクルに向けた改善策を検討する。検討した改善策については、プロジェクト運営・技術委員会で承認されるよう調整する。

[成果2にかかると活動]

(14) 開発・検証が必要な技術の把握

IMAP の調査結果並びに対象小規模農家の営農計画に基づいて行った(10) の分析の結果を踏まえ、対象地域での適用に際して更なる開発・検証が必要とされた技術を把握し、県農業事務所 C/P が農業研究所と技術開発計画（実験圃場の設置、機材の導入等の計画も含む）及び教材作成計画を立てる。現段階で想定される活動計画について、コンサルタントはプロポーザルで提案を行う。

(15) 技術の開発・検証

コンサルタントは、(14) の計画に基づき、県農業事務所 C/P が農業研究所と連携しながら技術の開発・検証を進める。また、開発・検証された技術に関し、研修教材を作成する。

(16) 開発・検証した技術の普及員向け TOT の実施

(15) で開発・検証した技術について、県農業事務所 C/P 又は農業研究所の職員が講師となって、郡/村落普及員に対して TOT を行う。普及員が習得した知識と技術は、(4) ~ (12) の普及フローに反映する。

(17) 市場志向型アプローチの実施を通して必要と確認された既存技術の改善
コンサルタントは、(4)～(12)を行う中で、改良が必要と考えられた技術があれば抽出し、県農業事務所 C/P 及び農業研究所が連携して、技術の改善を行う。改善した技術については、(16)と同様、TOT を行って普及フローに反映する。

[成果3にかかる活動]

(18) 農協の弱み・強みの把握

対象農協による活動計画の策定に先立って、対象農協の村落普及員と村落農協職員が、自身の農協組織の弱みと強みを分析し、把握する。コンサルタントは、県農業事務所 C/P 及び郡普及員が、このプロセスを適切に促進できるよう支援する。

(19) 小規模農家の所得向上に向けた活動計画の策定・実施のための研修実施

(18)で分析・把握された弱み・強みを踏まえ、対象農協の所管の小規模農家の所得向上を行うための活動計画を立案し実施できるよう、県農業事務所 C/P 及び郡普及員が、対象農協向けの研修を計画・実施する。対象農協の構成員は800～1000名程度であるが、当該研修は農協の職員及び主要メンバーを対象とすることを想定している。

計画内容に照らして公共性が十分に説明でき、妥当な規模である場合(MALRが通常農協を支援する程度の金額)には、対象農協に対する資機材の導入等のプロジェクトからの具体的な支援も検討可能とする。現段階で想定される活動計画について、コンサルタントはプロポーザルで提案を行う。

(20) 本邦研修の実施

本プロジェクトの効果的な実施のために、本邦研修を実施する。参加者は、プロジェクトのキーパーソンとなる C/P 5名程度(中央と地方、男女の参加者を確保する)、実施時期は2014年度内の2週間程度とする。コンサルタントは、本プロジェクトの目標を踏まえ、具体的な研修目標、内容、方法、工程、実施機関等をプロポーザルで提案を行う。

また、コンサルタントは、本研修の実施にあたり、「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン」(2012年4月版)に沿って、以下の業務を行う。

- ① 研修日程およびカリキュラムの作成
- ② 講師の手配
- ③ 見学先・実習先の手配
- ④ 教材の作成
- ⑤ 研修場所及び必要資機材の手配
- ⑥ 講義・実習・見学の実施
- ⑦ 案件調査票の作成及び要請書(アプリケーションフォーム)の取り付け支援
- ⑧ 実施機関と調整の上で研修員の人選

(21) 在外研修/技術交換の実施

本プロジェクトの効果的な実施のために在外研修/技術交換を実施する。参加者は、プロジェクトのキーパーソンとなる C/P 5名程度(中央と地方、男女の参加者を確

保する)、実施時期は2014年度内の1週間程度とする。候補国はケニア(SHEP-UP)を想定している。コンサルタントは、本プロジェクトの目標を踏まえ、具体的な研修目標、内容、方法、工程、実施機関等をプロポーザルで提案を行う。

また、コンサルタントは、本研修の実施にあたり、本邦研修に準じて、以下の業務を行う。

- ① 現地キーパーソンとの調整
- ② 研修日程およびカリキュラムの作成
- ③ 実施機関と調整の上で研修員の人選
- ④ 見学先の手配
- ⑤ 教材の作成
- ⑥ 研修場所及び必要資機材の手配
- ⑦ 講義・実習・見学の実施

(22) 普及フロー及び業務マニュアルの作成

コンサルタントは、市場志向型アプローチに基いた普及フローの構築・試行を通じて、普及フロー及び普及フローを展開するための業務マニュアル(C/Pの役割分担、各活動項目の因果関係、期待される意識・行動変化とそうした変化を起こす仕掛け等)を取りまとめる。

(23) プロジェクト業務進捗報告書(第1期)の作成

コンサルタントは、第1期契約期間の活動状況をプロジェクト業務進捗報告書(第1期)として取りまとめる。同報告書には(22)で作成する普及フロー及び業務マニュアルを含むこととする。同報告書はJSCで発表することとする。

【第2期契約期間：2015年7月～2017年6月】

(1) ワーク・プラン(第2期原案)の作成・協議

業務計画書(第2期)に基づき、第2期の活動の基本方法、業務工程計画、具体的方法等を記述したワーク・プラン(第2期原案)(英文)を作成し、C/Pと協議、意見交換し、第2期の活動内容をワーク・プランとして合意する。

なお、現地関係者との協議においては、アラビア語(仮訳)を用意するものとする。

[成果1にかかる活動]

(2) 普及フローの実践

コンサルタントは、第2及び第3サイクルの対象郡について、第1期(13)の改善を踏まえ、第1期(5)～(12)と同様の活動を行う。その結果を踏まえて、第1期(13)と同様に普及フローを改善する。

[成果2にかかる活動]

(3) 技術の開発及び検証

コンサルタントは、過期から継続的に開発・検証している技術や、第2及び第3サイクルで新たにニーズが確認された技術について、第1期(14)～(17)と同様に技術の開発及び検証を行う。また、前期の結果を踏まえて、実施方法を改善する。

[成果3にかかる活動]

(4) 対象農協の活動計画策定能力の強化

コンサルタントは、第2、第3サイクルの対象農協に対して、第1期(18)及び(19)と同様の活動を行う。前期の結果を踏まえて、実施方法を改善する。

(5) 対象農協による活動計画の実施支援

第1期(19)および第2期(4)を踏まえ、対象農協が活動計画を立案する。立案した活動計画の実施を村落普及員が適切に支援できるよう、県農業事務所C/P及び郡普及員が村落普及員の活動を促進する。

[成果4にかかる活動]

(6) 対象農協における市場志向型アプローチに基づく営農手法の普及計画策定

コンサルタントは、第1期(18)、(19)及び第2期(4)、(5)を経て組織能力を強化させた第1及び第2サイクルの対象農協が、同農協内において市場志向型アプローチに基づく営農手法を普及させるための普及計画を策定できるよう、県農業事務所C/P及び郡普及員が支援する。

なお、成果4にかかる活動は、農協内の対象小規模農家以外の農家(以下、周辺農家という。)と対象農協以外の農協(以下、周辺農協という)に対する活動であるが、市場志向型アプローチに基づく農業に関心を有する小規模農家を周辺農家として選定(総計1600世帯程度)、また、対象郡内で、対象農協以外で、同アプローチに関心を有する農協を周辺農協として選定(総計40農協程度)する。選定の具体的方法(条件、決定プロセス、選定基準等)及び、女性農家の参画が担保されるための仕組みをプロポーザルで提案を行う。

(7) 市場志向型アプローチに基づく営農手法の普及計画の実施モニタリング(対象農協内)

(6)で策定した普及計画が適切に実施されるよう、県農業事務所C/P及び郡普及員がモニタリングする。

(8) 対象郡における市場志向型アプローチに基づく営農手法の普及計画策定

コンサルタントは、第1及び第2サイクルの対象郡の郡普及員が、同郡内の他の農協に対して、市場志向型アプローチに基づく営農手法を普及させるための普及計画を策定できるよう、県農業事務所C/Pが支援する。

(9) 市場志向型アプローチに基づく営農手法の普及計画の実施モニタリング(対象郡内)

(8)で策定した普及計画が適切に実施されるよう、県農業事務所C/Pがモニタリングする。

(10) 経験交流の実施

前サイクルの活動について、ミニア県及びアシュート県のC/Pが各県の取り組みについて学びあいの機会を設ける。コンサルタントは、具体的な実施方法(時期、内容、参加者、規模等)をプロポーザルで提案を行う。

なお、前期の結果を踏まえて、必要に応じて実施方法を改善する。

(11) 本邦研修の実施

コンサルタントは、第1期に引き続き、本邦研修を実施する。第1期の結果を踏まえて、必要に応じて実施方法を改善する。なお、第2期中には2週間×5名程度×2回程度の研修実施を想定している。

(12) 在外研修/技術交換の実施

コンサルタントは、第1期に引き続き、在外研修（在外研修）/技術交換を実施する。第1期の結果を踏まえて、必要に応じて実施方法を改善すること。なお、第2期中には1週間×5名程度×2回程度の研修実施を想定している。

(13) 普及フローおよび業務マニュアルの改善

コンサルタントは、市場志向型アプローチに基いた普及フローの展開を通じて得られた教訓に基づき、普及フロー及び業務マニュアルを、より対象地域に適した形に改善する。

(14) プロジェクト業務進捗報告書（第2期その1）の作成

コンサルタントは、報告書作成時期までの活動状況をプロジェクト業務進捗報告書（第2期）として取りまとめる。同報告書には改善された普及フロー及び業務マニュアルを含むこととする。同報告書はJSCで発表することとする。

(15) プロジェクト業務進捗報告書（第2期その2）の作成

コンサルタントは、報告書作成時期までの活動状況をプロジェクト業務進捗報告書（第3期）として取りまとめる。同報告書には改善された普及フロー及び業務マニュアルを含むこととする。同報告書はJSCで発表することとする。

【第3期契約期間：2017年7月～2019年4月】

(1) ワーク・プラン（第3期原案）の作成・協議

業務計画書（第2期）に基づき、第3期の活動の基本方法、業務工程計画、具体的方法等を記述したワーク・プラン（第3期原案）（英文）を作成し、C/Pと協議、意見交換し、第3期の活動内容をワーク・プランとして合意する。

なお、現地関係者との協議においては、アラビア語（仮訳）を用意するものとする。

[成果1にかかる活動]

(2) 普及フローの完成

第3サイクルの対象郡について、第2期に終了しなかった普及フローの活動があれば、実施する。コンサルタントは、合計3サイクルの実施結果を受け、各レベルのC/Pと協議の上、普及フローを完成させる。

[成果2にかかる活動]

(3) 技術の開発及び検証

コンサルタントは、本プロジェクトで継続的に開発・検証している技術を完成させ、

県農業事務所 C/P 又は農業研究所の職員が講師となって、郡/村落普及員に対して TOT を行う。普及員が習得した知識と技術は、プロジェクト終了後にエジプト側が継続する普及フローにフィードバックし、普及に繋げるものとする。

[成果 3 にかかる活動]

(4) 対象農協による活動計画の実施支援

第 3 サイクルの対象農協が活動計画を立案する。立案した活動計画の実施を村落普及員が適切に支援できるよう、県農業事務所 C/P 及び郡普及員が村落普及員の活動を促進する。

[成果 4 にかかる活動]

(5) 対象農協内及び対象郡内での普及

第 3 サイクルの対象農協及び対象郡について、第 2 期 (6) ~ (9) と同様の活動を行う。第 2 期の結果を踏まえて、実施方法を改善する。

(6) 対象県における市場志向型アプローチに基づく営農手法の普及計画策定

対象県の県農業事務所 C/P が、県内に市場志向型アプローチに基づく営農手法を普及させるための普及計画を策定できるよう、MALR 本省の C/P が支援する。

(7) 経験交流の実施

第 3 サイクルのこれまでの活動について、ミニア県及びアシュート県の C/P が各県の取り組みについて学びあいの機会を設ける。第 1 期、第 2 期の結果を踏まえて、実施方法を改善する。

(8) エンドライン調査、

ベースラインで調査した項目について、エンドライン調査を実施し、その内容を分析する。エンドライン調査については、現地再委託を可とする。分析結果については、JICA が実施する終了時評価に活用できるように、調査実施時期を JICA 農村開発部及び JICA エジプト事務所と協議することとする。

(9) プロジェクト業務進捗報告書 (第 3 期) の作成

コンサルタントは、報告書作成時期までの活動状況をプロジェクト業務進捗報告書 (第 3 期) として取りまとめる。同報告書には当該時期までの活動から得られた教訓に基づき改善された普及フロー及び業務マニュアルを含むこととする。同報告書は JSC で発表することとする。

(10) 普及フロー及び業務マニュアルの完成

コンサルタントは、市場志向型アプローチに基づいた普及フローの周辺農家・農協への展開を通じて得られた教訓に基づき、普及フロー及び業務マニュアルを完成させる。

(11) プロジェクト業務完了報告書の作成

コンサルタントは、契約全期間について、プロジェクト活動内容をプロジェクト業

務完了報告書として取りまとめる。同報告書には普及フロー及び業務マニュアルの完成版を含むこととする。同報告書は JSC で発表するものとする。

7. 機材の調達及び調達支援

プロジェクトの実施に必要と判断される機材は、原則として現地にて調達する。資機材の仕様については C/P 機関と協議の上、エジプトの事情に即したものとする。

(1) 機材の調達

コンサルタントは、プロジェクトの実施にあたってプロジェクト実施に必要な以下の機材を「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン(2012年4月版)」に沿って調達する。これらはプロジェクトの C/P 及びローカルスタッフが使用することを想定している。

- ・コンピュータ 22 台(うち、初年度は 8 台を想定)
- ・コピー機 2 台(初年度)
- ・プリンタ(スキヤナ、FAX 機能内蔵) 22 台(うち、初年度は 8 台を想定)

なお、コンピュータとプリンタの台数は、本プロジェクト開始後に C/P と協議して決めることとなっている。このため、初年度分の各 8 台とコピー機 2 台を第 1 期契約で調達し、残りは協議合意後に調達するため見積もりには含めない。

これらの機材は、通常のオフィスワークで使用するものであり、エジプト国内で一般に市販されているものとする。

- ・コンピュータ(8 台)は、デスクトップ、ウィンドウズ 7 または 8、Microsoft Office が標準装備されているものとする。
- ・コピー機(2 台)は、A4 横 20 枚/分程度で白黒、エジプトでの維持管理(インク代、修理)が容易な機種とする。
- ・プリンタ(8 台)は、家庭で使用するレベルで、A4、レーザープリンターの白黒を想定している。

(2) その他プロジェクト実施に必要と判断される機材

その他にコンサルタントが活動に必要と考える機材については、プロポーザルに①機材名、②数量、③基本的仕様(または参考銘柄)、④見積価格、⑤現地調達の可否、⑥用途、⑦必要と判断される理由を記載すること。最終的に調達が必要と判断される機材は、JICA の指示に基づきコンサルタントが調達する。

なお、コンサルタントが日常業務に使用するコンピュータ等は契約に含めることは認めない。

8. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第 1 期はプロジェクト業務進捗報告書(第 1 期)、第 2 期はプロジェクト業務進捗報告書(第 2 期その 1)(中間成果品)及び(第 2 期その 2)、第 3 期はプロジェクト業務進捗報告書(第 3 期)(中間成果品)及びプロジェクト業務完了報告書とし、それぞれ(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

期	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書（第1期） （共通仕様書の規定に基づく）	2014年5月中旬	和文：5部
	ワーク・プラン（第1期）	2014年8月中旬	英文：9部 アラビア語：32部
	プロジェクト業務進捗報告書（第1期）	2015年6月中旬	和文：5部 英文：9部（要約のみ） アラビア語：32部 CD-R：5枚（2枚は全言語、3枚は英語・アラビア語のみ）
第2期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	2015年7月中旬	和文：5部
	ワーク・プラン（第2期）	2015年8月中旬	英文：9部 アラビア語：32部
	プロジェクト業務進捗報告書 （第2期その1）（中間成果品）	2016年6月中旬	和文：5部 英文：9部（要約のみ） アラビア語：32部 CD-R：5枚（収録報告書は第1期に準じる）
	プロジェクト業務進捗報告書（第2期その2）	2017年6月中旬	和文：5部 英文：9部（要約のみ） アラビア語：32部 CD-R：5枚（収録報告書は第1期に準じる）
第3期	業務計画書（第3期） （共通仕様書の規定に基づく）	2017年7月中旬	和文：5部
	ワーク・プラン（第3期）	2017年8月中旬	英文：9部 アラビア語：32部
	プロジェクト業務進捗報告書 （第3期）（中間成果品）	2018年10月下旬 （終了時評価評価前に提出）	和文：5部 英文：9部 アラビア語：32部 CD-R：5枚（収録報告書は第1期に準じる）
	プロジェクト業務完了報告書	2019年4月中旬	和文：9部 英文：13部 アラビア語：36部 CD-R：6枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は

簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、当機構とコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) プロジェクト業務進捗報告書／完了報告書記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) プロジェクト目標の達成度（中間評価・終了時評価結果の概要等）
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料（和文版に添付する資料は英文でも構わない。）

- ① PDM（最新版、変遷経緯）
- ② 業務フローチャート
- ③ 詳細活動計画（Work Breakdown Structures: WBS 等を活用）
- ④ 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤ 研修員受入れ実績
- ⑥ 供与機材・携行機材実績（引渡しリスト含む）
- ⑦ 合同運営委員会議事録等
- ⑧ その他活動実績

注) d)、e) 及び⑥の引渡しリストは完了報告書のみに記載

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接もしくはコンサルタントが C/P を支援して作成する以下の資料を提出する。なお、前者を技術協力成果品、後者を技術協力成果資料として分類し、前者については契約業務の成果品とする。

なお、提出にあたっては、それぞれの完成期のプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

- ア ベースライン調査報告書
- イ エンドライン調査報告書
- ウ 普及フロー及び業務マニュアル
- エ 各種研修教材（テキスト、マニュアル等）

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（2～3 ページ程度）
- イ 活動に関する写真（1 ページ程度）
- ウ 詳細活動計画（WBS）（A3 版 1 枚程度）
- エ 業務フローチャート（A3 版 1 枚程度）

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

本件に係る業務工程は、2014年5月に開始し、以下の3つの期間に分けて実施することにより、約60カ月後の終了を目処とする。

- (1) 第1期：2014年5月～2015年6月
- (2) 第2期：2015年7月～2017年6月
- (3) 第3期：2017年7月～2019年4月

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

第1期 約30M/M

（全体） 約93 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、より適切な専門家の配置があればプロポーザルにて提案することができる。

ただし、a) 及び b) の従事者が活動の中心として配置され、c) は成果3の活動開始以降の配置、d) は協力期間前半の現地状況の把握や市場志向型アプローチに基づく普及フローの構築段階を中心に配置することを想定しており、多数の団員が短期間交互に配置されるより、少数精鋭による現場での継続的活動が効果的と考えており、提案する場合にはこれを踏まえるものとする。

- a) チーフアドバイザー/マーケティング（農産物）（2号）
- b) 営農/普及（3号）
- c) 農民組織強化
- d) ジェンダー/農村社会
- e) 業務調整/研修計画

各専門家に求められる専門性等は以下のとおりである。

<チーフアドバイザー/マーケティング（農産物）>

農産物の生産から流通販売までのバリューチェーンに関する知識を有し、特にどの作物をどのタイミングで出荷することが、もっとも利益が上がるか市場と対話しつつ的確な判断を行い、これを踏まえ農家自身がかかるとなる情報収集・判断を行えるようにC/Pや小規模農家に適切なアドバイスをできることが必要である。

また、マーケティングとしているが、売るのは農産物であるため、農産物の売買に関する知識と経験は必須である。

<営農/普及>

小麦などのエジプトでは伝統的な作物と野菜などの園芸作物が栽培対象となることから、これらに関する一般的な栽培管理、普及についての知識を有することが必須で、なるべく多くの種類の栽培・普及経験を有することが望ましい。

<農民組織強化>

農協の普及員および職員が、小規模農家に市場志向型農業を普及できるような組織体制強化と能力強化を行うことが求められる。組織のマネジメントと人材育成に関する知識と経験が必要である。また、効果的なコミュニケーション手法についての知識と経験があるとより望ましい。

<ジェンダー/農村社会>

イスラム圏の農村社会に関する知識が必要で、実際にイスラム圏での農村開発などの業務経験が必須である。

3. 相手国の便宜供与

(1) カウンターパートの配置

以下の C/P が配置される予定。

- ・ プロジェクトダイレクター (MALR 農業サービスフォローアップ局長) 1名
- ・ プロジェクトマネジャー (同局農業協同組合中央部長) 1名
- ・ その他、MALR 農業サービスフォローアップ局及び農業普及局より4名、ミニ
ア県農業事務所6名、アシュート県農業事務所9名

(2) 事務所スペースの提供

ミニア県及びアシュート県農業事務所敷地内、MALR 農業サービスフォローアップ局内

(3) プロジェクト活動経費

研修実施経費の一部、C/P 人件費、C/P 旅費 (1 期を除く) 等が措置される予定。詳細は R/D の ANNEX6 LIST OF DETAILED INPUTS 参照。

4. 配布資料及び閲覧資料

【JICA 図書館格納資料】

- ・ エジプト・アラブ共和国 農産物流通改善を通じた上エジプト農村振興プロジェクトファイナルレポート (和・英)
- ・ ケニア共和国小規模園芸農民組織強化計画終了時評価報告書

【ウェブサイト掲載資料】

- ・ “Sustainable Agricultural Development Strategy 2030” (MALR)
<http://www.iesc.org/Data/Sites/1/SharedFiles/egyptforward/presentations/Ag_AyoubDr.IbrahimSiddkikAlyPresentation.pdf>

【配布資料】

- ・ 詳細計画策定調査報告書 (案)
- ・ SHEP アプローチ関連資料一式

【別途配布資料】

- 以下の資料は、JICA 農村開発部畑作地帯課 (TEL : 03-5226-8421) にて配布。
- ・ 詳細計画策定調査収集資料 (MALR 作成の普及教材等)

5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案を行う。

6. 現地再委託

以下の調査等については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこととする。

現地再委託を想定する場合には、可能な範囲で、プロポーザルにて現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行う。

(1) エンドライン調査

エンドライン調査の調査項目に関しては、ベースライン調査の結果を踏まえ、JICAとの協議の上、第3期の契約締結前に仕様を確定する。

したがって、見積もりはプロポーザルには含めない。

(2) 施設建設を行う場合の設計・施工監理・建設

成果2に関し策定される技術開発計画（第1期（14）（15）参照）、または成果3に関し策定される農協の活動計画（第1期（19）参照、第2期（4））の一部として、プロジェクトの投入により施設建設を行うことが確定した場合には、再委託を認めることとする。施設建設の実施有無、及び仕様についてはJICAと協議の上決定する。

したがって、見積もりはプロポーザルには含めない。

7. 別見積り

G/Pの本邦、在外研修については、現時点で作業の詳細や業務量が明確にできず、正確な見積もりを行うことが困難であるため、見積価格を分けて提示することとする。算出根拠は概算で構わない。なお、本邦研修については、「コンサルタント等契約における研修員受け入れ事業実施ガイドライン（2012年4月）」に従って実施すること。また、本ガイドラインに基づき、研修実施経費を積算すること。

参照先：

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>

8. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、各期の契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 通訳

本調査には現地にて通訳（アラビア語）を備上することを可とする。備上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

なお、経費は直接経費のみとする。

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況について、JICA エジプト事務所、在エジプト日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

エジプトでは、2011年1月の政変以降、民主化に向けた取り組みが進められているが、依然として政治的混乱は継続しており、政情が急変する可能性も考えられる。そのため、安全管理に万全を期す必要があり、JICA エジプト事務所からの安全管理に係る指示に従うとともに、安全管理基準を厳守する。それに加えて、コンサルタントとしても日常的に治安情報等の収集に努めること。

また、JICA エジプト事務所と常時連絡が取れる体制を構築し、特に、地方で活動を行う場合は、現地の安全状況、移動手段等についてJICA エジプト事務所と緊密に連絡を取ることをとする。現地作業期間中の安全管理体制についてはプロポーザルに記載すること。

(4) SHEP アプローチの理解

配布資料には、JICA が実施した「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクトを事例とした市場志向型農業開発プロジェクト実施に係る情報収集・確認調査」で作成した資料が含まれている（SHEP アプローチ関連資料一式）。コンサルタントは同資料を十分に理解し、その内容を踏まえて本プロジェクトを実施することとする。

また、以下の方法により、更に理解を深めることとする。

- ・ 能力強化研修

JICA は 2014 年 8 月 18 日から 20 日に SHEP アプローチに関連する能力強化研修を実施予定である。コンサルタントの内少なくとも総括は本能力強化研修に参加し、プロジェクト運営にあたることとする。

- ・ 参考文献

SHEP アプローチの考え方を理解する上で、以下に示す文献を読了することを強く薦める。

- ① 「人を伸ばすカー内発と自律のすすめ」エドワード・L. デシ（著）
- ② 「モチベーション 3.0 持続する「やる気!」をいかに引き出すか」ダニエル・ピンク（著）、大前 研一（翻訳）
- ③ 「ストーリーとしての競争戦略 —優れた戦略の条件—」楠木 建（著）
- ④ 「イノベーションの本質」野中 郁次郎、勝見 明
- ⑤ 「学ぶ意欲の心理学」(PHP 研究所) 市川伸一（著）
- ⑥ 「成功はすべてコンセプトから始まる」木谷哲夫（著）
- ⑦ 「スティーブ・ジョブズ 驚異のイノベーション」カーマイン・ガロ（著）、外村仁（解説）
- ⑧ 「非対称情報の経済学—スティグリッツと新しい経済学—」(光文社新書) 藪下史郎（著）

以上

別紙 1

エジプト国「小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト」 ベースライン調査詳細

1. 調査の規模

(1) 対象

農協：1農協×3-4郡=3-4農協

小規模農家：40世帯×3-4郡=120-160世帯

(2) 実施回数

各サイクルの開始にあたり実施することから、全体で3回実施する。

2. 調査項目

<農協>

農協の構成員数（男女）、活動実績、活動頻度、予算規模、行政への登録状況等

<各小規模農家の営農状況>

世帯情報（人数（男女別）、就農人数（男女別）、収入及び収入源、農地面積）

作物、作付け等の営農記録の有無、営農状況（作付計画など）、作物別販売先・販売価格・収支等

農業技術の習得、更新及び活用状況（男女別）

農薬・肥料の入手及び使用状況、購入価格（男女別）

市場情報の入手状況（男女別）

農業金融の利用状況（男女別）

借入（農業金融以外も含む）の有無及び金額

ジェンダー分析（生産活動・再生産活動における男女別の役割、世帯内の意思決定方法など）

3. 調査方法

質問票を作成し、対面インタビューのアンケート方式とする。普及員は、その場で聞き取り内容を質問票に記入する。

4. 調査期間

調査対象農協、小規模農家の選定後、2か月以内に調査結果を取りまとめる。

以 上

